

金谷地区交通空白地有償運送の更新登録（案）について

金谷地区において令和7年12月から実証運行を開始している交通空白地有償運送について、運行の継続に必要な自家用有償旅客運送の登録に係る有効期間の更新を行うため、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定により、更新登録申請書を関東運輸局千葉運輸支局に提出する。

なお、更新登録後の登録期間は3年となる見込みのため、現在の登録有効期限の3年後の令和11年6月5日までとなる予定である。

【参考】

道路運送法

（登録の有効期間）

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合（次号に掲げる場合を除く。） 三年

イ 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

ロ 第七十九条の十の規定による届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。

ハ 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

二 第七十九条の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者である場合又は次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者であつて前号イからハまでのいずれにも該当する場合 五年

（有効期間の更新の登録）

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

道路運送法施行規則

(申請書に添付する書類)

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定非営利活動法人等にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(第四十八条第二号及び第十号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの)

二 路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した路線図

イ 路線

ロ 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項

三 法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類

四 地域公共交通会議等において協議が調つていることを証する書類(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画)

五 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

六 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類

七 福祉自動車(第四十九条第二号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

八 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

九 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

十 第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

十一 第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十二 特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

十三 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

十四 特定自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

(有効期間の更新の登録)

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 登録番号

三 自家用有償旅客運送の種別

四 第五十一条の二に規定する事項

五 運送しようとする旅客の範囲

六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第一号、第二号及び第五号から第十四号までに掲げる書類については、既に権限行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。

4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

(案)

様式第1-2号

令和8年 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名 称 社会福祉法人金谷温清会
住 所 千葉県富津市金谷 1912 番地 2
代表者の氏名 理事長 平 舘 一 良

自家用有償旅客運送の更新登録の申請
(交通空白地有償運送に係る協議部分のみ)

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
名 称 社会福祉法人金谷温清会
住 所 千葉県富津市金谷 1912 番地 2
代表者の氏名 平 舘 一 良
2. 登録番号
関千交第7号
3. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
4. 運送の区域

区 域	備 考
交通空白地有償運送 富津市南部地域（天羽地区）及び鋸南町北部地域（保田地区）	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
社会福祉法人金谷温清会	千葉県富津市金谷 1912 番地 2

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
(交通空白地有償運送)

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合 計 (軽)	
			※		※		※		※		※		※
社会福祉法人金 谷温清会	所有	0 ()		0 (0)		0 ()		0 ()		3 (3)		3 (3)	
	持込		※ ()		※ ()		※ ()		※ ()		※ ()		※ ()
	合 計	0 ()		0 (0)		0 ()		0 ()		3 (3)		3 (3)	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

※セダン等(軽)のうち1台は福祉有償運送車両と兼務

7. 運送しようとする旅客の範囲
(交通空白地有償運送)

富津市金谷地区住民

8. 運送の区域ごとの対価の額(必要に応じ関係資料を添付のこと)
(交通空白地有償運送)

別添「交通空白地有償運送運行区域(社会福祉法人金谷温清会)」のとおり

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿(変更がある場合のみ)
- (2) 路線図(別添「交通空白地有償運送運行区域(社会福祉法人金谷温清会)」)
- (3) 法第79条の4第1~4号に該当しない旨を証する書類(様式第3号)
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類(様式第1-5号)
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類(変更がある場合のみ)
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類(変更がある場合のみ)
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類(変更がある場合のみ)
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類(変更がある場合のみ)
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類(変更がある場合のみ)
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類(変更がある場合のみ)

関東運輸局千葉運輸支局長 殿

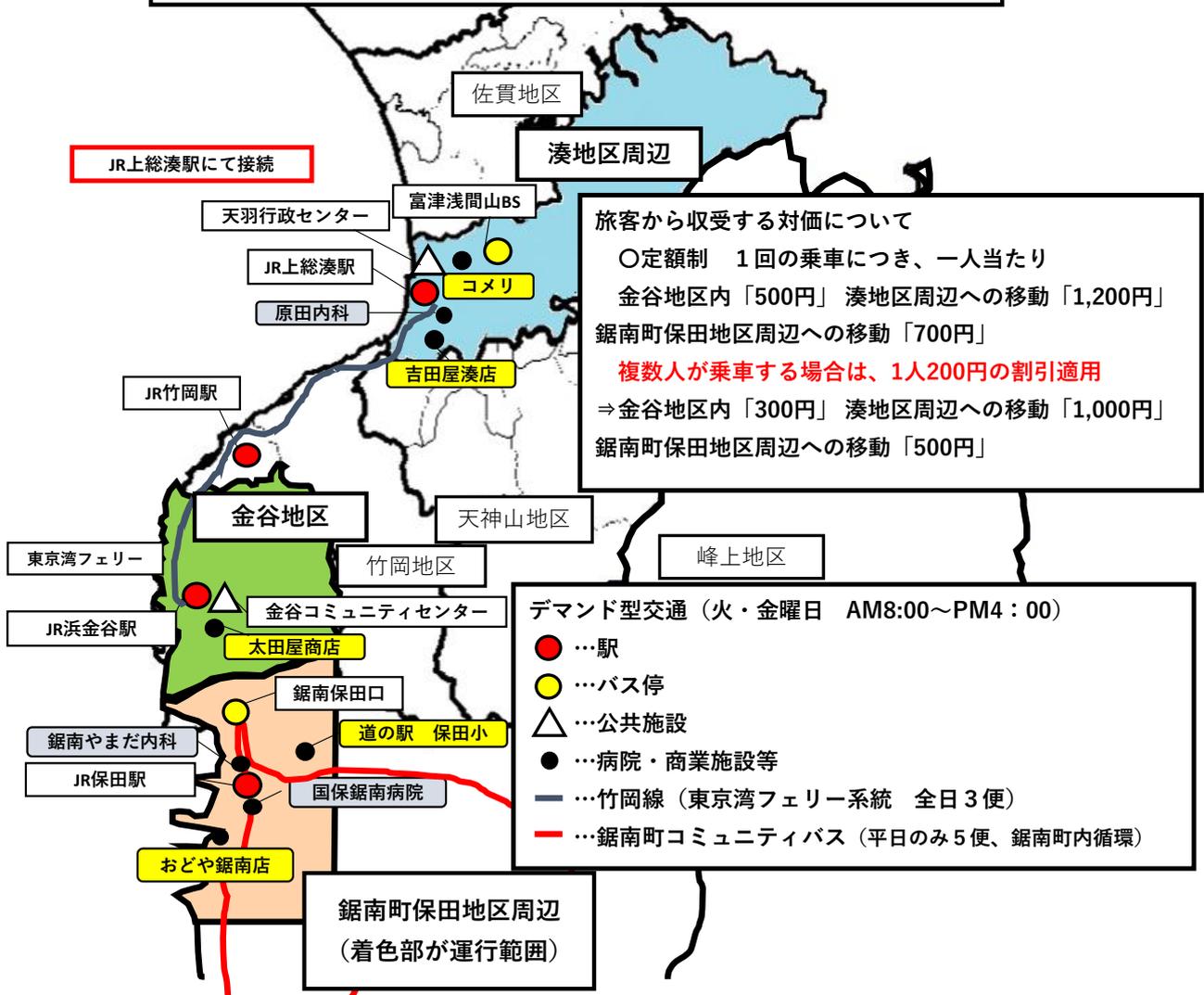
宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和8年 月 日

名 称	社会福祉法人金谷温清会
住 所	千葉県富津市金谷 1912 番地 2
代表者の氏名	理事長 平 嶋 一 良

交通空白地有償運送運行区域 (社会福祉法人金谷温清会)



(案)

様式第 1 - 5 号

令和 8 年 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名 称) 富津市地域公共交通会議
(対象市町村) 富津市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 年 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
(名 称) 社会福祉法人金谷温清会
(住 所) 千葉県富津市金谷 1912 番地 2
(代表者の氏名) 理事長 平 嵐 一 良
5. 調った協議の内容
 - (1) 路線又は運送の区域
富津市南部地域(天羽地区)及び鋸南町北部地域(保田地区)
 - (2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)
別添のとおり
 - (3) 運送しようとする旅客の範囲
富津市金谷地区住民
6. その他特記事項

令和 8 年 月 日
富津市地域公共交通会議会長 中 山 正 之

運送主体	法人名	社会福祉法人金谷温清会
	代表者名	理事長 平嶋 一良
	事業所所在地	富津市金谷 1912 番地 2
法人の活動内容（目的）	この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
更新登録申請の経緯	交通空白地有償運送の初回登録 令和7年11月19日 自家用有償旅客運送者の登録有効期限 令和8年6月5日 ※登録更新承認後は、3年後の令和11年6月5日となる予定	
項目	自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）	
運送を必要とする理由	既存の公共交通では移動手段の確保が困難な交通空白地であり、移動困難者の生活交通手段の確保に必要	
運送対象者の態様	富津市金谷地区住民	
実証運行開始日	令和7年12月19日	
登録世帯数	51世帯（73人）※R7年12月末時点	
運送の区域	富津市南部地域（天羽地区）及び鋸南町北部地域（保田地区）	
使用車両	3台	
運転者数	13名（交通空白地有償運送においては、通常3名で運行）	
免許種別、資格・講習	1種免許保有者については国認定講習を受講	
過去3年間の免許停止	全員過去3年間に於いて免許停止を受けていない。	
損害賠償限度額	交通空白地有償運送車両においては対人・対物無制限	
運送の対価	別添「交通空白地有償運送運行区域（社会福祉法人金谷温清会）」のとおり	
管理運営体制	運行管理責任者及び代務者の選任	選任している。
	整備管理責任者の選任	選任している。
	事故対応責任者の選任	選任している。
	苦情処理責任者の選任	選任している。
遵守法令	1年以上の懲役又は禁錮の刑	全員が懲役又は禁錮の刑を受けていない。
	登録の取消し	なし